

「(仮称) 肥薩風力発電事業環境影響評価準備書」について の熊本県知事意見

環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、次の事項について十分に勘案すること。

【全体事項】

- (1) 対象事業実施区域周辺には複数の風力発電事業の計画があることから、本事業との累積的な影響が懸念される事業については、当該事業の事業者との積極的な情報共有に努め、情報が得られた場合には以下の点について検討すること。
 - ① 騒音、動物（鳥類）等累積的な影響が懸念される評価項目について、再度予測及び評価を行う必要がないか検討すること。
 - ② 累積的な影響が懸念される評価項目に係る事後調査について、調査時期、回数及び地点を追加する必要があるか検討すること。
- (2) 事業実施に当たっては、関係市町村の環境関係条例の趣旨及び事業者の責務等を踏まえ対応するとともに、自然環境、生活環境、健康影響及び生態系等に関する情報については、地域住民や人吉市、球磨村に対し、積極的に情報公開や説明を行い、地域住民や関係市町村の理解を得るよう努めること。
- (3) 対象事業実施区域は、人による観察等が困難であるため、鳥類等の事後調査にあたっては、カメラを設置する等の手法を検討すること。

【大気環境】

〈騒音〉

- (1) 工事用車両の走行に伴う騒音の予測結果に係る評価にあたっては、環境基準及び準用された基準を適用しているが、地点によっては現況の騒音レベルが低い地域がある。現況の騒音レベルを踏まえた追加の環境保全対策を検討すること。

また、工事車両が走行する旨を地元住民に周知するなど、コミュニケーションを図ること。

【水環境】

〈水象〉

- (1) 沈砂池の容量、位置及び構造並びに排出方向及び排出方法の決定にあたっては、通常の降雨に加え、100mm/h を超える強い雨も考慮するなど、災害に強い事業となるよう配慮すること。

〈地下水〉

- (1) 事業による地下水かん養量の影響について、改変面積や浸透量の変化等を基に予測及び評価を検討すること。

〔動物・植物・生態系〕

- (1) 動植物への影響の予測、評価について、改変区域内に生息又は生育する割合が低いため影響は小さい等と評価されているが、その影響の程度や評価の根拠について、数値で示す等可能な限り具体的かつ客観的な評価を行うこと。

〈動物〉

- (1) 鳥類の渡りは、ルート、高度、日程のばらつきがあり、県内では一日当たり 1500 羽以上の渡りが確認された例もある。

そのことを踏まえ、バードストライク及びバットストライクに係る事後調査について、頻度及び期間を追加する必要があるか検討すること。

また、事後調査において、バードストライク又はバットストライクの発生が確認される等、重要な動物に対し重大な影響が認められた場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加の調査及び環境保全措置の実施について検討すること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺はクマタカの生息密度が高く、風力発電機の設置による衝突の懸念もあるため、事前に可能な限りの環境保全措置を検討すること。

「（仮称）肥薩風力発電事業環境影響評価準備書」についての
留意事項等

環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、以下の事項に留意されたい。

(1) 留意事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
3-160 (276)	表3. 2-35	表3. 2-35において、第四種区域夜間における騒音の規制基準は熊本県(60dB)、鹿児島県(55dB)で異なるため、記載方法について検討すること。
3-161 (277) 3-164 (280) 3-165 (281)	特定建設作業に係る振動の規制区分(表3. 2-36等)	表3. 2-36の第一種区域、表3. 2-41の第一種区域及び表3. 2-43の第1号区域にそれぞれ指定されている用途地域は、人吉市(市指定)と球磨村(県指定)では、異なる(人吉市では、「田園住居地域」の指定なし)ため、記載方法について検討すること。
3-190 (306) 3-191 (307)	(m) 砂防指定地～(p) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域については、随時区域指定等がなされるため、熊本県ホームページの土砂災害情報マップや、所管の球磨地域振興局土木部の最新の資料で確認すること。
3-203 (319) 4-19 (339) 4-40 (360) 4-73 (393)	関係法令等による規制状況のまとめ、各種選定基準	希少動植物の種類や、保安林等の指定区域は、随時更新されるため、事業の進捗に応じて随時、最新の法令や資料で確認すること。
4-12 (332)	表4. 3-3	表4. 3-3の名称を「風力発電機の設置予定範囲と住居等及び配慮が特に必要な施設との位置関係」に修正する必要があるか検討すること。
10. 1. 4-39 (703)	水質(水の濁り)	評価の結果、環境配慮として、沈砂池の浚渫を行うとされているが、沈砂池の深さが2.2mあり、進入路が記載されていないため、具体的な浚渫方法について検討すること。

(2) 指導・要望事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
-	-	国土利用計画法第23条第1項の規定による届け出に先立って当該届出に関する指導を希望する場合は、熊本県大規模土地取引事前指導要綱に基づき必要な指導を行うため、土地の売買等の契約の締結前に事前指導申出書及び添付資料を熊本県地域振興課へ提出すること。
-	-	対象事業実施区域周辺に飲用井戸等がある場合には支障がないよう配慮すること。
-	-	農業振興地域の区域のうち農用地区域以外にある区域における開発行為について、当該開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を生じさせ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、知事は、事業者に対しその事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとなっているため、留意すること。
-	-	農地又は採草放牧地に風力発電事業の主要設備を設置する場合は、農地転用許可申請の手続きが必要であり、農地区分によっては許可できない場合がある。農地又は採草放牧地に含まれるか否かは、対象事業実施区域の人吉市及び球磨村に確認すること。
-	-	熊本県管理道路又は河川において工作物の設置等を行う場合は、熊本県知事の許可が必要となるため、球磨地域振興局維持管理調整課と協議の上、必要な手続きをとること。
-	-	事業の実施に際して、出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、発見場所が所在する市町村教育委員会を通じて熊本県教育庁教育総務局文化課あて連絡すること。
-	-	熊本県景観条例及び人吉市景観条例に基づき、建築行為の30日前までに届出（届出先：人吉市都市計画課又は熊本県県南広域本部景観建築課）を行うこと。

該当頁	該 当 事 項	内 容
2-14 (16)～ 2-41 (43) 2-76 (78)～ 2-77 (79)	工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項	工事用管理用道路の一部区間に、高さ15mを超える高盛土や長大切土のり面が計画されているが、設計・施工に際しては、のり面の安定性が確保されるよう、施工箇所の地形、地質や湧水状況等を十分調査したうえで、適切なのり面高さ、勾配、のり面保護工や流末処理の工法等を検討すること。 なお、盛土に関しては、今後施行される盛土規制法の内容を参考にすること。
2-105 (107) 10.2-3 (1543)	水質(水の濁り)造成等の施工による一時的な影響	水の濁りに対する環境保全措置について、沈砂池からの放流を近接する林地に排水するにあたり、周辺森林土壌の浸食や洗掘が生じないよう設備の構造に十分に配慮すること。
3-22 (138)	濁水防止のための措置	施工の際に発生する濁水については、発生抑制に努めること。
3-129 (245) 他	水質(水の濁り)等に係る調査及び予測の結果	水質(水の濁り)に係る調査結果・影響予測の結果、魚類の調査結果、重要な種への影響予測の結果について、関係漁協への説明を行っていただきたい。 〈その他の該当頁〉 10.1.4-1(665)～10.1.4-39(703)、10.1.6-75(789)～10.1.6-80(794)及び10.1.6-341(1055)
3-183 (299)～ 3-189 (305)	対象事業実施区域及びその周囲の概況(埋蔵文化財包蔵地)	周知の埋蔵文化財包蔵地に係る範囲について、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘しようとする場合は、事前の届出が必要となっている。 なお、事業の推進に当たっては、事業実施場所が所在する市町村教育委員会と事前に協議すること。
3-190 (306) 3-191 (307)	(m) 砂防指定地～(p) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域又は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域において、土地の掘削、工作物の設置等の制限行為を行う場合には、事前に県知事の許可が必要となるので、所管の球磨地域振興局土木部に申請すること。 併せて、事業に伴う土地の改変等により土砂災害が発生することのないよう、土砂の流出防止対策や斜面の安定対策、集中豪雨等による被害防止対策等について検討すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
3-194 (310)	保安林指定状況 (図3. 2-23)	図3. 2-23では縮尺が小さく保安林の指定区域を確認できない。保安林の指定区域を確認するためには、詳細な実施区域の登記簿謄本を取り、地目を確認する必要がある。 保安林の指定が国有林に該当する場合は森林管理署、また民有林については関係機関（県庁森林保全課及び球磨地域振興局森林保全課）へ事前に協議すること。 なお、保安林指定の解除及び保安林作業許可にあたっては、手続きに時間を要するため留意すること。
3-197 (313)	山地災害危険地区の状況 (図3. 2-26)	一部開発区から下流部にかけては山地災害危険地区に指定されている。開発の計画に当たっては、災害発生のおそれがあるため留意すること。
3-203 (319)	関係法令等による規制状況のまとめ	森林法第5条に基づく地域森林計画の対象となっている民有林を全体計画で1 haを超えて開発する場合は、同法第10条の2に基づく林地開発許可が必要である。事業実施が確実となった時点で、該当の有無について球磨地域振興局森林保全課に確認すること。 併せて、今回の事業内容が同条の開発行為に該当する場合は、河川課作成の「開発許可申請に伴う調整池設置基準(案)」の適合性の確認協議が必要となるため留意すること。
10. 1. 4- 39(703)	水質(水の濁り)	沈砂池の設置及びしゅんせつ等の環境配慮をしても、濁水が発生することが予想される。濁水が発生するような作業の場合は、事前に下流住民に情報を周知し、作業前後の濁水状況を確認、記録するよう努めること。
10. 1. 6- 11(725)	哺乳類相の確認状況	、工事で発生する騒音等によりシカやイノシシ、サル等移動し、その結果、農作物及び林産物への影響が懸念される。他の同様の事業による影響について確認するとともに、本事業における対策を検討しておくこと。

該当頁	該 当 事 項	内 容
10.1.6-95(809)～ 10.1.6-97(811) 10.1.6-105(819) 10.1.6-149(863)～ 10.1.6-150(864)	動物～重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く）～	国指定特別天然記念物、国指定天然記念物及び熊本県指定天然記念物（カモシカ、ヤマネ、ベッコウサンショウウオ等）について、調査結果のとおり対象事業実施区域周辺で個体が生息しているため、発見した場合は、適切に保護するとともに発見場所が所在する市町村教育委員会に連絡をお願いする。
10.1.6-96(810)	哺乳類の重要な種の確認状況	工事に際しては、ヤマネの出産・保育期を考慮し、8月下旬から9月の樹木の伐採を避けること。 また、ヤマネの生育が確認された地点が森から分断されないよう留意すること。
10.1.10-2(1524)	人と自然との触れ合いの活動の場の概要	九州自然歩道やフットパスコース等の道路を工事用車両が走行する場合は、看板等により分かりやすい表示に努めるとともに、歩行者の安全に配慮していただきたい。
10.2.1(1541)	環境の保全のための措置の基本的な考え方	建設機械の稼働に関し、可能な限り低騒音型を用いることとしているが、全面的に低騒音型を用いるよう留意すること。

(3) 修正事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
-	-	以下のページの図について番号及び名称が記載されていないため、追記すること。 150ページ、154ページ、182ページ、237ページ、254ページ、309ページ及び865ページ

該当頁	該 当 事 項	内 容
2-78 (80)～ 2-79 (81) 10.1.12 -2 (1540) 要約書 52～53 136	切土、盛土に関する事項	表2.2-8～表2.2-10及び表10.1.12-1並びに要約書表2.2-8～表2.2-10及び表5.2-9に記載された土量に誤記や不整合があるため、修正すること。
3-147 (263)	表3.2-28(1)	表3.2-28(1)について(熊本県)において地域の類型Ⅰの地域の類型を当てはめる地域に関する記載に「田住居地域」とあるが、「田園住居地域」の誤りではないか。
3-149 (265)	人の健康の保護に関する環境基準	表3.2-29の六価クロムの環境基準が改正されているため、以下のとおり修正すること。 旧) 0.05 mg/L 現) 0.02 mg/L 表下の最終改正 旧) 平成31年3月20日 環境省告示第46号 現) 令和3年10月7日 環境省告示第62号
3-157 (273)	地下水の水質汚濁に係る環境基準	表3.2-32の六価クロムの環境基準が改正されているため、以下のとおり修正すること。 旧) 0.05 mg/L 現) 0.02 mg/L 表下の最終改正 旧) 令和2年3月30日 環境省告示第35号 現) 令和3年10月7日 環境省告示第63号
4-13 (333)	騒音及び低周波音の評価結果	「(b)評価結果」の本文1～2行目に「風力発電機の設置予定範囲から2.0km以内に住居等や配慮が特に必要な施設が存在する」とあるが、P225「(d)調査結果」の本文1～2行目には「配慮が特に必要な施設は確認されなかった」とあるため、記載内容が矛盾しないよう修正すること。
10.2-1 (1541)	環境の保全のための措置の基本的な考え方	「産業廃棄物については、」の後は「切土、掘削工事に伴う建設発生土は、」と残土に関する記述となっている。この2つの主語の間に産業廃棄物に関する記述が、抜けているのではないか。
10.4-10 (1562) 要約書 98	表10.4-4 表5.2-4	表10.4-4及び要約書表5.2-4に「各予測対象種への影響はいずれもさいと考えられた。」とあるが、「いずれも小さい」の誤りではないか。

該当頁	該 当 事 項	内 容
10. 4-20 (1572)	表10. 4-9	表10. 4-9における【評価の結果の概要】が、産業廃棄物に関する評価の結果の概要を記述すべきところ、「残土」に関する内容となっている。